

平成28年度第1回「あいち森と緑づくり委員会」

- 1 日 時 平成28年7月7日（木）午後1時30分から
- 2 場 所 愛知県自治センター 研修室
- 3 出席者 あいち森と緑づくり委員会（委員9人）
肘井委員長、岡田副委員長、青山委員、天野委員、石川委員、
唐澤委員、中川委員、浜口委員、原委員
農林水産部農林基盤局長、技監
事務局
農林水産部、総務部、環境部、建設部
- 4 議事(要約)等 以下のとおり
 - 1) 農林水産部農林基盤局長あいさつ
 - 2) 議事
 - 議題1「あいち森と緑づくり事業の概要について」
 - 議題2「平成27年度事業実績及び平成28年度事業計画について」
 - 議題3「平成27年度版事例報告（案）について」
 - 3) その他

○議題1「あいち森と緑づくり事業の概要について」

<事務局 資料1に基づき各部説明>

意見なし。

○議題2「平成27年度事業実績及び平成28年度事業計画について」

<事務局 資料2-1、2-2に基づき各部説明>

（委員長）ありがとうございました。それではただ今の昨年度の事業実績、及び今年度の事業計画、それから資料2-2でこれまでの事業の推移というものを示していただいておりますけれども、この森林・里山林整備事業、それから都市緑化推進事業、それから最後にご説明いただきました環境活動・学習推進事業ですね、この3つの事業と、それから最後の木の香る学校づくり推進事業他、これらの事業について何かご質問あるいはご意見等ございましたら、どんな小さいことでも結構ですので、何かございませんでしょうか。

（委員）どんな小さいことでもと委員長おっしゃったんですけれども、ちょっと大きすぎて、ちょっと将来的なことなんだろうと思うんですけれども、実は自

分も岡崎の方で山を持っていて間伐をしたりして、地元の方と交流しております。また、自然体験活動を都市部名古屋でやっていますけれど、やはり奥山の方たちと色々なお話をする機会があるんですけど、そんな中で「間伐は一生懸命やっているよ」とおっしゃるんですね。相変わらず間伐材もなかなか値段的に採算がとれるかというの難しいというのは重々分かっているんですけど、その中で2週間くらい前に、「そうだな、木は植えていないな。」ってポツリおっしゃったんですね、2、3人の方が。この森林里山整備の方もですね、40パーセント強の強度の間伐を進めていらっしゃる、それに森と緑づくり税が活用されている。という中で、獣害などもあり、とても簡単に言えない問題なんですけれど、じゃあ木を植える、植林ということを、次世代に繋げていく、持続性を持たせるという中で、10年のいわゆる8年目を迎えるわけですね、今。どんなお考えがあるのかなということをお伺いしたいと思います。

(事務局) 今、委員がおっしゃられたようにですね、植林体験というのは非常に今、少のうございます。やはり、植栽するという機会、林業者の方を含めて非常に少なくなっておりますので、植えるんですね、将来どんなふうになるのかなとか、植えたあと、その後、何年か後に見に来て、樹木の大切さを感じていただくというのは、小さい頃からそういう教育を身につけるのは非常に大事なことと思っております。今の事業メニューの中ではございませんが、例えば普及啓発事業の中で植えるという体験も、今後非常に重要になってきますので、そういったことも念頭に入れたいとは思っております。

なかなか間伐だけだと、伐るという楽しみはありますが、地域の森が健全に守られていくということは確かにございます。自分が植えて体験するという機会は本当になかなかないと思っておりますので、そういうことも検討していきたいと思っております。

(委員長) 他に何かご意見ありますでしょうか。

(委員) 1の森林・里山林整備事業についてお伺いしたいんですけども、主な内容のところでは強度の間伐とあるんですけども、間伐をすることによって、どのような森林にすることを目指しているのでしょうか、というのが1つ目の質問と、もう1つが、全体事業量15,000haの内、奥地林で10,000haあると思うんですけども、もともとの母数がどのくらいの面積があって、間伐が必要なのが10,000haなのか、それとも10年で間伐することができるのが10,000haなのか、その辺もあわせて教えてください。

(事務局) 1つ目の強度の間伐でございます。これはですね、森林所有者の方が

林業の採算性が悪く、例えば公道からの遠くの奥地だとかですね、公道沿いでガードレールや電線等の障害物があって、なかなか森林所有者の方でもできないところで間伐をやりましょうということで始まった事業でございます。普通ですとだいたい林業経営でやってらっしゃる方は 30%の間伐を主伐までに 3 回から 4 回、15 年に 1 回程度やると考えておりますが、こういったところをですね、林業としてなかなか困難なところを、40%程度の強度の間伐を実施して、ある程度将来の環境保全的な意味も含めたような、例えば針葉樹と広葉樹の混交林とか、環境面に配慮してるような森林、多様な森づくりを行う、あるいは、1 度、強度な間伐をして光を入れてやって、下草や広葉樹を生えさせる、そういった多様な森を作るということです。ですので、通常よりも少し強度な間伐をしているということでございます。

それから二つ目の全体事業量 15,000ha の根拠でございます。これは、愛知県の森林、人工林がですね 132,000ha ございまして、その内ですね、いわゆる間伐の必要な森林というのが 72,000ha ございます。その内林業活動では整備が困難な森林というのが 15,000ha ございます。それ以外は、森林の中に保安林というのがございますが、そういうところは治山事業の中でやっていくとか、林業活動が期待されるような、森林所有者さんがなんとか経営できるようなそういう山に対しては造林事業とか市町村事業等を使って事業を行ってます。この 15,000ha というのは、林業活動ができない困難な森林ですので、その 15,000ha を 10 年間でやっていくというような形です。

(委員長) よろしいでしょうか。他にございますか。

(委員) 私の住んでる岡崎でもかなり森と緑づくり事業での間伐っていうのは進んでいるんですけども、うちの地域でも獣害が本当に深刻でして、結局、間伐した後でも生えてきた広葉樹なんかは、みんなシカが食べちゃったり、イノシシがひっくり返しちゃったりして、本当は多分もっと多様な森になっているべきところが、笹林になっていたりとか、そういう形を時々見て、単純に間伐するだけで、本当に多面的な機能は回復していくのかどうか、獣害対策も一緒にやっていかないとあまり効果ないかなあというふうに感じているんですね。それで、今まで 8 年間かけて、かなり間伐されてきた後の効果というか、間伐したところがどのように変化して本当にこの多面的な機能が高まっているのかどうかっていうことの検証なんかはされているのでしょうか。

(事務局) こちらもですね、県の試験研究機関で森林・林業技術センターというのがございます。そういったところで、森と緑づくり事業の間伐を行った跡地のモニタリング調査をしておりますので、その結果についても、この委員会

の場でご説明をして、またご意見を頂戴したいと思っております。

(委員長) 他にございますか。

(委員) 先程質問がありました強度の間伐ということで、戦後、植えろ植えろで本当に尾根までスギ、ヒノキを植えました。その結果どうなかったかというと、先程委員がおっしゃったように、今は間伐してるわけですが、獣害が結構あります。先日新聞でご覧になっかと思えますけども、東栄町にもツキノワグマが出たりしています。僕のところもそうなんですけれども、高校生とか大学生の子どもたちにそういった間伐体験などをさせるわけですが、先般も言いましたけども、ヤマヒルがものすごくいるんです。結局、シカだとかイノシシがそういうものを運んでいる。そして新聞にも載ったようにクマがもう出ていると。そういうことで、なかなか子どもたちを山に連れて行って、そういう体験をさせることも難しくなったし、この事業でですね、本当に奥山で強度の間伐をしていただいて、山がきれいになっております。そういった獣害の被害はありますけれども、この事業のおかげで、本当に山の整備が進んでおります。さっきも出ましたけれど、木材価格は40年くらい前の4分の1から5分の1くらい、半値です。実際には木を植栽して、手入れをして、その木を売っても何も手元には残るものがないという状態ですので、この事業によって本当に奥山林の整備をしていただいて、山の方では感謝をしておりますのが実態です。

(委員長) 他に何かございますでしょうか。

(委員) まだ初めてなので、よく理解ができてないかもしれないんですけど、いろんな市町村が提案するものに対して、交付するという形で、この税金を使っているということでもいいんですね。それに対して県も手を挙げることはできるんですか。それとも、県がやってるから、県が手を挙げることはできないというルールになってるんでしょうか。

(事務局) この里山林整備事業は先程もご説明しましたように、里山林再生整備事業が県の事業です。県が事業主体となって、長期間放置された森林で、例えば竹藪になったとこだとか、常緑広葉樹が生えて暗くなったところ、あと、里山の中でもですね、林地が荒れていて、簡易な丸太などを利用した柵工などの工事をやる必要があるものについては、県の事業で手当てをしております。

それから市町村の交付事業ですが、提案型里山林整備と里山林健全化整備というのがございますが、提案型里山林整備についてはですね、例えば、地域住民の方、自治会の方やNPOさんがですね、例えば、体験活動だとか自然観察と

かそういった里山林の活用や活動方法などを提案をしていただいて、その基盤となるような調査をしたり、道を作ったり、小屋を作ったりといったようなものが提案型里山林整備でございます。里山林健全化整備というのはですね、どちらかといえば、これは市町村が主体となって、先程言ったような竹や枯損木を伐って整備していく事業です。提案型というのは、そういった地元の自治会や NPO さんが主体となって動かれるような整備でございますので、若干、違いがここで出てまいります。

(委員) 今回この委員会に初めて出席して、聞いていて思ったのはですね、具体的に話した方が解りやすいと思いますので具体的な話しをしますけれども、海上の森でいろんな研究とかをさせていただいているんですけど、この枠組みでいうとおそらく環境活動とかの辺りに入るのかもしれませんが、里山、先程木の話とかもありましたけれども、そういうのを調べたりするために長期間、継続的に様子を見ていきましようっていう形で立ち上げたはずのものが、その5年後、今だと7、8年後になってみると、全然、予算がなくて、予算がついてなくて、結局、継続してるんですけど、最低限というか最小限というか、そういうところにも、こういう税金の補助金、交付という形なのか、提案型なのか、よく分からないんですけども、全然予算が足りてないと私から見たら思うんですけど、そういうところに手当てをするような、何か手立てがあるといいのになと思ったところです。なので県が自ら提案できないのかとお聞きしたんですけど。

(事務局) そういったご要望も、実は私も海上の森センターに去年おりまして、いろんな先生方に大変お世話になっておりまして、予算がなかなかないのは大変承知しております。そういった中でどういったことができるかっていうことは、去年も私いろいろ考えておりました。県が提案ってことですが、そもそも里山林整備は、里山の保全や活動について、県内にそういった拠点となるようなモデル地を作るということで始まった事業でございます。ですので、県が提案して NPO さんが活動に入っていただくというような理解でよろしいんでしょうか、そういったノウハウを NPO さんにこちらからご指導することは可能だと思っておりますので、そういったノウハウを海上の森のセンターや我々職員がですね、地元の NPO さんや地域住民さんが考えていらっしゃることへのアドバイス、助言をしてですね、事業化していくということは今の制度の中でも可能かと思っております。けれども今の制度の中で、県が提案したものを県がやるという仕組みにはなってございませんので、ご承知いただきたいなと思っております。

(事務局) 今、ご意見いただきました海上の森の関係ですけれども、通常予算ですと、国の予算もそうですけれど、シーリングというのがかかってですね、同じことをやっていると、どんどん減らされていくというのが私どもとしてもつらいところなんですけれども、里山のいろんな生態等は貴重なもので、そういったことを調査して、海上の森でのいろんな活動を全県的に広げていくための核となるものであると私どもは理解しております。この森と緑づくり事業を立ち上げた時には、なかなかそういったところにも目配りができなかったのも事実でございます。10年くらい前からこの事業の仕組み等を検討した中で、今、新しいそういった課題等が出てきているのも事実でございます。冒頭にもですね、局長のあいさつにありましたように、この事業の評価を今年度から始めるという中で、その後新たな課題が出てきているという事実も、報告書等でまとめて今後の課題として整理して、その財源をどうするかといったことも今後検討をさせていただきたいなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

(委員長) よろしいですか。

(委員) はい。

(委員長) 他に何かございますでしょうか。

(委員) 前から申し上げてることなんですど、里山に関わってる人は、今の話を聞いたらどういうことがどう、というのを理解できるのだろうか。間伐できなくて困っている奥山の話は、林業の方は理解できるけれど、他の人たちは、「ええそうなんですか」という反応をする。それは、ここへ出てきている人たちですら、そうなんですよ。あくまでも森と緑づくり税であり、もっと県民全体が今の森に対する様々な理解を、理解しやすい、例えば、今年のこういうものがどうあるべきなのかとか、それから、海上の森大学で愛知万博の余剰金で環境教育をやられているのがあと何年とかっていう話があるように、奥山・里山・都市の緑も、それぞれ関わっている場所で関わっている人たちがその領域だけ理解できるんですね。けれども、これはあくまでも森と緑づくり税全部の話であって、県民が全部やっぱり理解する必要がある。そして非常に長いスパンで、先程の木を植えて何十年先のことも考えるためには、今関心を持っている人たち以外の人たちも理解できるようなシステムをなんか作れないか、と思います。

それから、横断的に、奥山・里山・都市の緑の体系化みたいなことを、どこか既存のあるものをベースにしながら、NPOが全体として繋がる、研究者も繋がる、子どもたちの学習の部分でもそこが基地となりながら繋がる。研究者とNPO

と子どもたちと環境学習のインタープリターのような人たちが、どういう組み合わせで、その時々、取組をやるかっていうのは、その時々のことであって、せっかく3つの領域のこれだけのことが動いているのを、それぞれの事業の予算分配で、それぞれの予算分配した中の検証をそういうふうに、まずはそれが大事なんですけれど、それをやっぱりもう一回横断的に繋がるというか、一番分かりやすいのは環境学習をそれぞれの領域でやっているのを、もう少し繋がりのあるものにし、環境学習もある限られた人たちが教え、限られた人たちが来る枠を、もうちょっとこう、研究者がどう入り、NPOのもっと別の組織がこういう場合にはこう入り、子どもたちも都市部の人がある場合と里山に関わる人たちと、なんかそういう大きな体系みたいなものが、愛知県の森がいっぱいあり、都市もある部分で、なんか違うことができないかな、という想いがある。

そんな中でも例えば、今非常に人気がある木の香る学校づくり、机と椅子、かなりの要望もあって導入されている。やはりそれも今度はデザインのグレードっていうものがものすごい大事だと思うんですね。やっぱりそれは若い人たちが、他の金属製の机テーブルが入るより木製が入ればそれだけでまずは十分なんですけど、やっぱり是非この税金で導入された机と椅子の少しデザイナーをきっちり入れることによって、もっと洗練された物を都市で生活する人たちとか、それから若い人たちが喜ぶような、なんかその辺まで、県民全体が分かりやすいということと同じように、デザインのグレードも、こういうところでも上げていくことが大事なのではないか。なんかそういうことが、うまく僕も整理の仕方が難しいかと思えますけど。それで、たまたまある海上の森大学が1つのキーワードにもなるのかな、と。それを今までともう少し枠の広げ方というか、森林そのもののもつ意味と繋げたような仕組みのあり方みたいなのが考えようがあるのかな、と思えます。

(委員長) ありがとうございます。ただ今のご意見に対しまして何かコメント等ありましたら。あるいは、他のご意見・ご質問などありましたらお願いします。

(事務局) 今、委員がおっしゃられたように、私も先程申し上げたように海上の森におりまして、あそこが森や緑の取組の情報発信基地だと思っています。今、委員が言われた一部がもうすでに、民間の方、企業の方、研究者の方、NPOの方、様々な方があそこで関わって、具体的に活動しているということなんです。それで、そもそもは、海上の森センターの情報をいただくのも森と緑づくりの役割だということが、税制検討会議の報告書の中にもうたわれておりますが、なかなかそこがうまく歯車が回っていなかったことは事実でございますので、今、委員が言われたように、ネットワークというのは非常に大事だと思っ

ておりますので、農林水産部だけじゃなくて、環境部とは非常に近い間柄でやっておりますので、建設部も併せて、情報共有のネットワークを通じて、海上の森センターを核とした取組ができないかと思っているのですけれども、今後の森と緑づくり事業の方向性については、そういった活動も織り込みながら、あるいは木材利用や、民間の企業さんとの連携など、うまく反映していけるように検討して参りたいと思っております。

(委員長) ありがとうございます。

(事務局) 今まで県の職員が何人か言ってきたのと同じことになるかとは思いますが、もちろんご存じの方もおられると思いますが、この森と緑づくり事業と言いますのは、先程からお話しがありますように、皆様方から税金をいただいて実施する事業でございますので、最初の出発点の考え方がですね、県はいただいた税金で、県が自ら所有する森を整備するのはおかしい、という議論がありまして、いわゆる県有林は対象にならないんです。県が主体的にやろうとする場合は、それを、例えば資料1-2をご覧くださいますと、1ページに奥地林とか公道沿いとか記載されているところで、公有林や保安林を除く、という条件があります。2ページで里山林のところにいきましても、原則公有林や保安林を除く、とあります。そういった考え方からいきますと、例えば海上の森も県有林ですので、それを県が主体的に整備するのは、この事業ではできないという整理になっているんです。ですが、それではせっかくいただいているものをもったいないので、例えば環境活動ですとか、そういった民間の皆様方の活動を支援するような形、あるいは一緒になってやるような形で、今までも、一部、そういった形での支援というのがとられてきたということなんですね。

やはり、海上の森を始めとして、県有林でも整備が必要なところはいっぱいあります。本来そういうのは、県が一般予算でやらざるを得ないところなのかもしれないかもしれませんが、なかなか新しい予算というのはいただくのは難しい。そういった中で、やはり、委員もおっしゃられましたが、環境活動などのところをキーワードにして、県としても今以上の支援ができる仕組みをつくることができないうだろうか、ということ、もし、あいち森と緑づくり税がこの10年で終わりということではなく、また今後も引き続きという話になれば、そういったところも踏まえた皆様方のご意見をいただいて、新しい制度設計をしていきたいというふうに考えております。

(委員長) ありがとうございます。他に何かありますでしょうか。

(委員) 評価の話で私もずっと気になっていて、今年8年目ということなので、

ここから、今から評価、今までの振り返りをして評価をしたうえで、次の10年のことの計画を立てないといけないと思うんですけれども、その計画を立てるスケジュールをまずは知りたいというのが1点でして、それと、それに合わせて3つの部局の横断的に取り組める何か、というのも考えていかないといけないかなと思うので、10年がきたから考えようというふうになってしまうと、また間に合わないということになってももったいないと思いますので、是非そのスケジュールと、だいたい、次の10年の計画を考えるには、いつ頃までに私達も意見をお伝えできればいいのかということが分かるように教えていただければと思います。

(事務局) 現在のところ平成28年で、平成30年が10年目となります。残り3年となっておりますので、まだこれは内部での確認事項ではございますが、来年から本格的に実績等の評価をして、来年度末には評価報告書の策定にこぎつけなければならないと思っております。あと、計画策定の方は、これも29年度、本格的に計画の取りまとめ等を進めてまいりますので、委員の皆様具体的に伺うのは29年度になりますが、その前段階としてですね、今年度中にまずは評価項目とか評価方法を検討した案を、委員の方にお示ししてですね、ご意見をいただきながら取りまとめていきたいと思っております。

(委員) ありがとうございます。いつも、私達もせっかく貴重な機会をいただいているので、積極的に御提案をしたいなと思っております。これからの10年というところに、皆さんの税金をまた集めさせていただくということであると、やはりどういうふうに使っているのかというのが分かりやすくお伝えできればというのが、すごく先程の他の委員の意見に私も大賛成しています。それで、今は、事例報告と森と緑づくり税の事業概要のパンフレットだけなんですけれど、たとえば、漫画形式で分かりやすく伝えるだとか、いろんな年齢層とか、立場の方に分かりやすくできるような、リーフレットの作成とか、もちろん体験型の体験学習とかも必要だと思うんですけれども、そういったところも是非織り込んでいけたらと思うので、もしこの3年間で何かそれが織り込める場所があるのであれば、検討いただけるといいですし、なければ次の10年に向けて、何か是非入れていただければいいかなと思います。以上です。

(委員長) よろしいですか。

(事務局) 補足ですけれども、先程も事務局の方からいろいろと申し上げておりますが、この事業のスキームの中で今やっておりますので、できることは、普及啓発のパンフレットやリーフレット等、職員でですね、我々でできること

はやっていきたいと思っております。それから今、委員がおっしゃられたように、新たな手法でもう少しそのデザイン性を高めるとか精度を上げるとかそういったものについては、また次の10年に向けた中で検討して参りたいと思っておりますので、ご理解の方よろしくお願ひしたいと思います。

(委員長) ありがとうございます。まだいろいろとご意見もあると思いますが、今ちょうど事例報告の話も出ておりますので、次の議題の3に進めさせていただきたいと思っております。平成27年度版の事例報告の案についてということで引き続き、事務局からご説明をお願いいたします。

○議題3「平成27年度版事例報告(案)について」

＜事務局 資料3に基づき各部説明＞

(委員長) ありがとうございます。ただ今のご説明、それからこの事例報告の案でございますけれど、これについて何かご質問ございませんでしょうか。ご意見でも結構です。

(委員) デザインの話がやっぱり一番気になって、それで、デザインをそれでも一生懸命変えましたよ、ということですが、けどやっぱり緑の、森の緑の写真が、きれいな写真がないんですね。単純にね。それで、その奥山林のうっそうとした暗い林がきれいな緑で撮れるかというとなかなか難しいのかもしれないけど、もうちょっときれいな緑の写真であってほしいなど、それだけでも違うと思うんですけども。手持ち写真でもうちょっと。里山林再生整備でももうちょっときれいな写真があると全然違うと思っております。

(事務局) 一度検討させていただきます。よろしくお願ひいたします。

(委員長) 新しく委員になられた方から、これを一目見て、どういうご感想をもたらされたか、とか、そういう率直なご意見をいただければと思います。

先程委員もおっしゃってましたけど、県民の皆さんにこの事業の全体像を、個々の奥山とか都市とか個別だけではなくて、やっぱりこの事業の全体像を、一目見て理解していただくためには、この事例報告やパンフレットの類っていうのはものすごく重要だと思うので、年々改善されているとは思いますが、でも、より良いものにしていくためにはどうしたらいいかという視点で、皆さんご意見をいただきたいというふうに思っております。確かに視覚的に、森っていう、緑っていうものが、かなりぱっと目に入ってこない、なかなかそういうことに使われているんだなというイメージができていくかと思っておりますので、

もう少し検討していただいて、より良いものにしていただくということをお願いしたいと思っております。

他の方、何かご意見はございますでしょうか。

(委員) やっぱりちゃんとしたデザイナーをちゃんと入れることが大事、それは前にも言ったとき、県は前にこんなのも作りましたよ、と見せていただきましたよね。ああいうのも十分やられているので、「(「あいち木づかいブック」の大人用・子供用を示して)、だから、前の繰り返しですけど、愛知県緑化センターでも講師をやってますけど、その度に大学へすごいパンフレットが届きますが、だけど、造形大にあのパンフレットは置けない。本当に置けない。「先生、こんなのやってるの」と言われてしまう。それはほんのちょっとの気遣い、どこでどう組むか、そんなとんでもない難しい話ではなくて、ちゃんと以前、こういうかわいらしいイラストなんかを使ったりした事例(あいち木づかいブック)がある。何か是非、一般の人たちに分かりやすいものを。

(事務局) この「あいち木づかいブック」は、デザイナーの方が、プロの方が関わってますので。

(委員) そうですね。プロに関わってもらおうといい。

(委員長) 他に何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、予定されました議題は以上でございますけれども、せっかくお忙しい中お集まりいただいておりますので、本日の議題やそれ以外でも、全般的なことに関してですね、何かご意見、ご発言がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(委員) デザインも本当にいろんな方向性があると思うんだよね。

(委員) 今年度から評価の年になるということで、さっきも間伐を行うことによって、やっぱりシカなどが来て、またその二次被害があったりして、どんどん状況も変わるということで、予算と計画の数をこなすということ、まずやっていけないといけないことというのもよく分かったので、その後どうなったのかとか、現状の報告だったりとか、その後どういうふう目標として掲げているのか、という内容のことが分からないと、数を漠然と見てしまったりとか、その全体像がつかめなかったりとかいうところもあると思いますし、県民の理解というものにもなかなか結びつかないところがあるかと思っておりますので、こういった環境学習の点などの部分において、そういうものが少しでも断片的

でも分かるようになると、いろんな興味がない人に対する PR にも繋がるかな、というふうに感じました。

(委員長) ありがとうございます。他にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(委員) さっきも言いましたけど、先日、県内でクマが捕まった。東北の方では4人くらい亡くなっていますよね。県内で捕まったクマ、結局愛知県内に放したんですよ。動物園かどっかで引き取ってもらえたらいいんだけど、今の法律では逃がさないといけないということで逃がしたんですけども、本当に、山に住んでいたり、今、結構、愛知百名山とか言って、結構山登りしているんですよ。クマがもし人を傷つけたりとかいうことを考えるとぞっとするんですけど、何とかそういったものを動物園に引き取ってもらうのもいいかもしれませんが、何とか処分できたらいいんじゃないかと思うんですけども、そこら辺はどうなんでしょうか。

(事務局) 先程、法律でとおっしゃいましたが、鳥獣保護法の方で、例えばシカのくくり罠にかかってしまったものですから、シカ以外のものが捕れた場合は放さなければいけないというのが法律の方の定めでございます。動物園なんかでも、だいぶ前、5・6年前になるんですが、クマがたくさん現れた時がありまして、その時に捕獲されてしまったクマをやはり動物園の方に、どこか飼って欲しくないかというようなことを、全国の動物園にも確認したのですが、なかなかやはりキャパシティがありますので、飼っていただけるところがなかったものですから、その辺ちょっとご理解いただきたいと思います。

(委員長) クマに関しましては、学習放獣といって、1回お仕置きをして山の奥に運んで逃がすということをやっているんですけども、昔はそれでもう二度とおりにこないということがあったんですけど、最近のクマはそれをやってもまた里におりにくるという問題があって、いろんな県の担当者の方や地元の方に「なんてことしてくれたんだ」といっていつも責められるとぼやいていましたけれど、そういう、かつてやっていた方策がうまくいなくなりつつあるというところも非常に問題で、それをどうしたらいいかという妙案はないんですけども、やっぱり鳥獣被害というのは時代と共にだんだん変わってくることが、最近の秋田でのああいいう悲惨な事故をみてますとあるので、愛知県でもそのうちそういうことが問題になってくるんじゃないかという印象は持っています。

先程、シカの被害が愛知県内でもすごく大きくなっていることを委員の方も

おっしゃっていましたが、確かに間伐、あるいは材を出した後、皆伐した後に植林するという段階が来た時でもありますね、もう今はシカ柵を作るのとセットじゃないと、到底新規植栽もできないし、間伐の後の多様性の確保もできないという、そういう状況になっていますので、このあいち森と緑づくり税の間伐でもシカ柵を作るというのもセットで支援しないといけない時期に来ているのかな、という気はしています。非常にお金はかかることなので、なかなか難しいですし、その場所で柵を作っても、じゃあその柵でよけたシカはどこへ行くんだという話があって、また別のところに移動して行くだけだと、また別のところで被害がでるだけだということで、非常に難しい問題なんですけど、やっぱりそういうことも含めて税金をどういうふうにするか、ということを考えていかなければいけない時期に来たかな、という印象はもっています。

他に何かありますか。

(委員) 人工林の間伐事業について、私が地域でよく耳にするのがですね、やっぱり伐り置きがもったいないねっていう声を非常によく聞いています。どうしても皆さん山主の人たち、自分で子どもの頃に木を背負って行って植えたという記憶があるもんですから、いくら木の値段が安いといってもその木が伐られてただ置いてあるだけだともったいないと、森林組合は何をやっているんだ、というような声をよく聞きます。僕はそれをいろいろ県の制度上の問題もあると思うんですけども、昨年もうちの近所のお寺の山を一町歩くらい間伐をして、あそこは結構太い木で、直径が20~30cmくらいあったんですけど、それが現地にごろごろしては公道沿いなので非常に見苦しいと、あれが世の中に出ているというのは、この額田ではちょっと見苦しいんじゃないかということで、結局、あれは地元の林業家の人が1人でコツコツ出したんですけども、私が今やっている木の駅プロジェクトの方は、あいち森と緑づくり事業の方で間伐した木も有効利用しているケースも結構多くてですね、やっぱり山主としては何とか木を使ってほしい、儲かる儲からないじゃなくて、せっかく育てたものを何とか活かしていきたいという気持ちがあるなということも山主の人と普段話をしていてとても感じているところです。

事業の内容でこの搬出、愛知県産木材利活用推進事業で搬出への支援もされているということですけども、これはどういった内容になるか、教えていただけますか。

(事務局) これはですね、市町村事業になりまして、森林所有者の方が間伐材を搬出する経費の一部を負担する事業ですので、非常に有効な事業だと考えております。それと、先程、公道沿いで間伐材の大きなものがそのままになって、森林所有者の方が運び出しているという話がございしますが、基本的に現行制度

の中では、公道・河川沿いにあつては、伐採木については安全な場所に移動できるという制度でございますので、何か要望等ございましたら西三河農林水産事務所の方にご相談いただきたいと思いますと思っております。

(委員長) ありがとうございます。他にございませんでしょうか。一言、言っておきたいという方がおられましたら、よろしいでしょうか。

(委員) 海上の森大学、結構いろんな研究者とそれから、一般の NPO というお話がありました。例えば、名古屋は金シャチ大学かなんか、あつたりしますね。高年大学というか、もうワンステップ上の、それがいいかどうか、あつているかどうかわかんないですが、例えば岐阜の森林文化アカデミーみたいに、しっかりしたやっぱり文科省認定の学校じゃなくても、そこまでのステップの教育機関みたいなのを、やっぱり 3 つの領域が体系化される、それが研究者と NPO と、そして一般市民・県民が繋がっている、それがちゃんと教育を受けに行くということと、その研究者たちは新たなる次の時代の緑の体系化を部分部分で進んできたことを、岐阜は、林業経営者と林業の研究者が環境の時代に環境林としての意味を、そこにアートの人たちも入ってるんですね。アートの人たちも森がどう使えるかとか、そういうのがもう少しワンステップ上の学校、教育機関というか、何かそこまでのことまでやればなあという思いが、今の時代ならそこまでのことをやってもいいんじゃないかという、なんか大変大きな話ですけれども。

(事務局) 実は、あいち海上の森大学は、今年で万博の剰余金が無くなりますので最後の年に 282 なります。そこで、もう少しステップアップさせた内容にすればいいんじゃないかというお話がございまして、今年からかなりの専門的な内容に替えてございます。森林・里山から環境学習を含め、本格的に実践できる人材育成のカリキュラムになっておりますので、それをうまく森と緑づくり事業の里山林の整備の中で、人材として活躍していただくというような、うまい繋がりができないかなということも考えておりますので、是非またご意見等いただきたいと思いますと思っております。

(委員長) ありがとうございます。それでは、そろそろ予定の時間が参りましたので、本日の委員会は以上とさせていただきますと思います。